平成２５年（フ）第９６号
栃木県小山市中央町２丁目９番14号
債務者　小倉美代子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２９９号
宮崎市大字跡江805番地３
債務者　大山　　喬
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏田　芳徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目36番６号　松下第３アパート103号
債務者　橋野　広久
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８５号
岐阜県高山市中山町658番地
債務者　大倉　敏子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４９１号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番２―105号
債務者　神　　吏外
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２０号
千葉県柏市かやの町２番58号　長谷川コーポ２―202号
債務者　佐藤　　満
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２４号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区37棟206号
債務者　杉野　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１２号
仙台市太白区大谷地３番26号　スカイコートＣ201
債務者　板橋美奈子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
宮城県岩沼市三色吉字梅82番地の２
債務者　遠藤　桂子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
仙台市宮城野区東仙台５丁目21―30、住民票上の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番10号　東仙台ハイツ102
債務者　稲邉　東弘
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
福島県いわき市植田町中央２丁目８番地の15
債務者　木村　京美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１２７号
茨城県日立市鹿島町２丁目６番４号
債務者　赤津　嘉子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４０３号
新潟市西区寺尾上２丁目１番37号　ハイタウン長谷川101号
債務者　関根　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０８号
新潟市南区上下諏訪木97番地３
債務者　島倉　吉明
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０９号
新潟市南区上下諏訪木97番地３
債務者　島倉　　歩
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３０号
新潟市北区西名目所4077番地166
債務者　永松　博務
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３８号
新潟県燕市吉田法花堂1471番地
債務者　荻原　和子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部